

地区計画区域内建築物の主な制限について

《錦西ニュータウン地区》

地区計画の建築物の主な制限

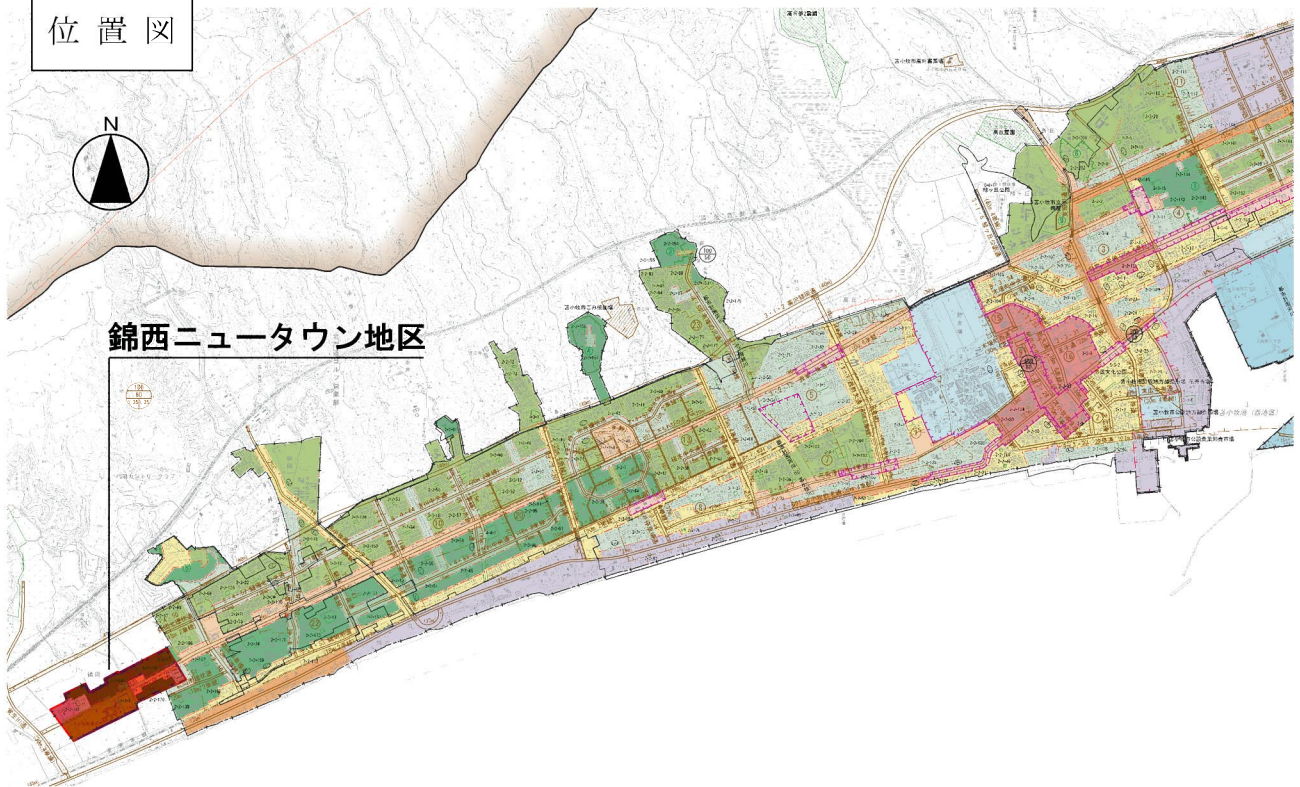
<錦西ニュータウン地区>

地区の名称	低層専住住宅地区	低中高層住宅地区	一般住宅地区	近隣サービス地区	近隣センター地区	文教業務地区	軽工業地区
用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域	第二種中高層住居専用地域	第二種住居地域	第一種中高層住居専用地域	準工業地域
建ぺい率	用途地域	40%	60%	60%	60%	60%	60%
	※地区計画	—	—	—	—	—	—
容積率	用途地域	60%	200%	200%	200%	200%	200%
	※地区計画	—	—	—	—	—	—
防火に対する制限	—	—	—	—	—	—	—
敷地面積の最低限度	200㎡	200㎡	200㎡	200㎡	200㎡	200㎡	500㎡
壁面位置の最低限度	用途地域	敷地境界線まで1m	—	—	—	—	—
	※地区計画	—	敷地境界線まで1m	—	—	—	敷地境界線まで2m
高さの最高限度	用途地域	10m	—	—	—	—	—
	※地区計画	—	20m (敷地面積が700㎡未満の場合は、12mとする。)	—	12m	—	—
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外のもの(第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) 住宅で学習塾、専道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2kW以下のものに限る。) 共同住宅(3戸以上のものを除く。) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 前各号に掲げる建築物に附属するもの 	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 令第130条の3に定める住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 前各号に掲げる建築物に附属するもの 	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿 令第130条の6に定める工場 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 前各号に掲げる建築物に附属するもの 	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿 病院又は診療所 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 前各号に掲げる建築物に附属するもの 	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅(次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの ホテル又は旅館 自動車教習所 神社、寺院、教会その他これらに類するもの マージャン屋、ばちこ屋、射的場、競馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 畜舎(床面積の合計が15㎡以下のものを除く。) 	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅、共同住宅又は寄宿舎(当該計画地区内の学校が設置する学校の生徒、学生又は教職員が居住するためのものに限る。) 学校 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 前各号に掲げる建築物に附属するもの ボーリング場、スケート場又は水泳場 神社、寺院、教会その他これらに類するもの マージャン屋、ばちこ屋、射的場、競馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 畜舎(床面積の合計が15㎡以下のものを除く。) 法別表第2(エ)項に掲げる建築物 次に掲げる事業を営む工場 <p>ア 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</p> <p>イ 骨炭その他動物炭の製造</p> <p>ウ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</p> <p>オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研砕</p> <p>カ レディーニウムコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの</p> <p>キ ドラム缶の洗浄又は再生</p>	
建築物の形態又は高尺の制限	<p>自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 独立して築造設置する広告塔・広告板類(突出し広告、三角柱広告、立看板などを含む。)で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの 高さ(脚長を含む。)が3mを超えるもの 一辺(脚長を含む。)の長さが1.2mを超えるもの 表示面積(表示面が2以上の時は、その合計)が1㎡を超えるもの 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの <p>2 建築物に表示する広告、看板類で前号イからエまでのいずれかに該当するもの</p>	<p>北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 三角柱看板及びこれに類似しないもの 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの 	—	<p>北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は次の要件を満たすものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 三角柱看板及びこれに類似しないもの 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの 	—	—	—
垣又は柵の構造の制限	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣はこの限りではない	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣及びネットフェンスはこの限りではない	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣及びネットフェンスはこの限りではない	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣及びネットフェンスはこの限りではない	—	—	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、生け垣及びネットフェンスはこの限りではない
土地利用の制限	—	—	—	—	—	—	—

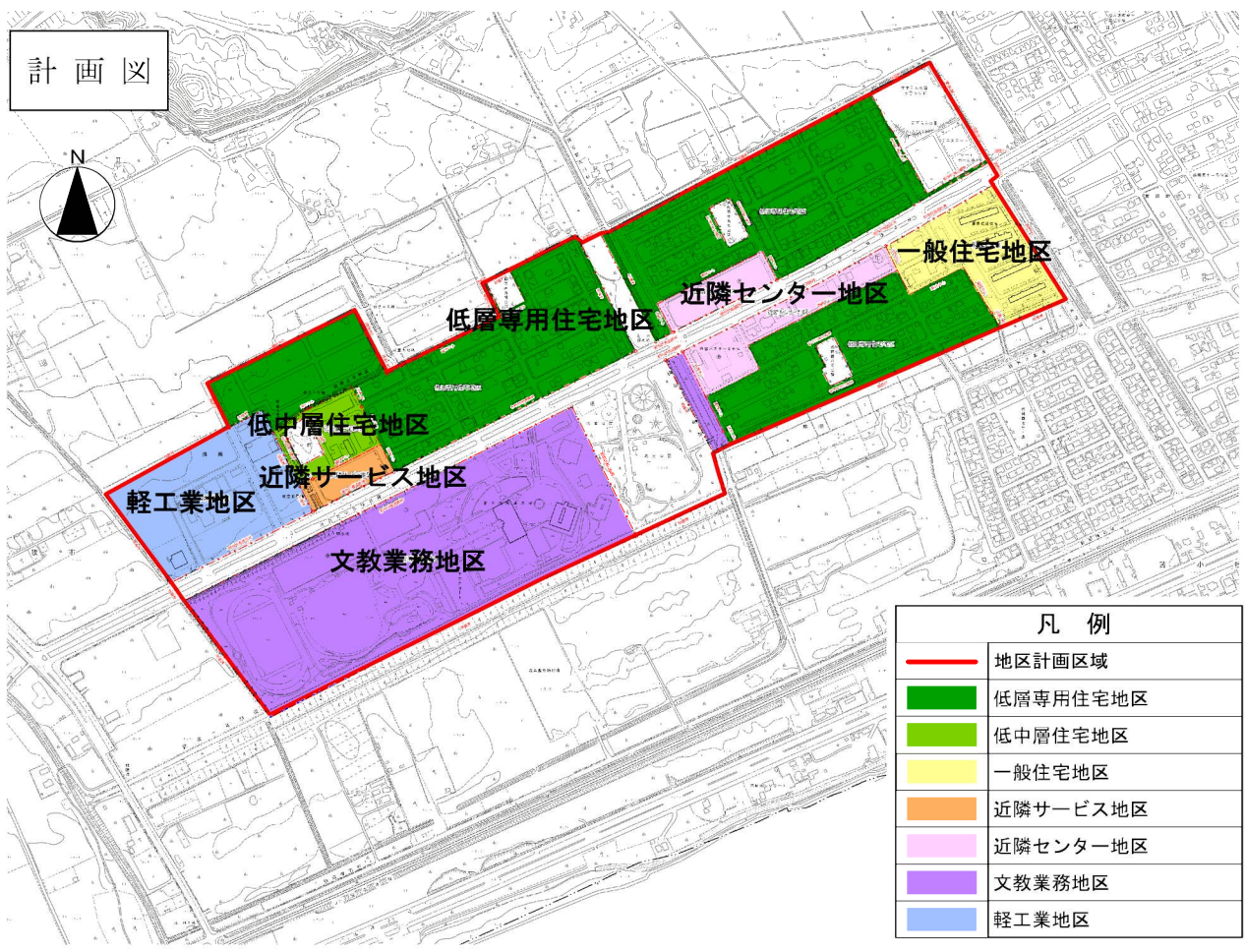
※地区計画欄に記載があるものは、地区計画による制限が優先されます。









苫小牧圏都市計画錦西ニュータウン地区地区計画 位置図・計画図

位置図



計画図



凡 例	
	地区計画区域
	低層専用住宅地区
	低中層住宅地区
	一般住宅地区
	近隣サービス地区
	近隣センター地区
	文教業務地区
	軽工業地区